

令和6年2月6日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 新潟県の原子力安全対策について	新潟県	1 地震の検証	技術委員会の説明の中で18番、耐震評価がこれから継続されるという話があった。先ほど、東京電力に地震の評価・検証をお願いしたのだが、受身の姿勢が見て取れたわけである。この県の技術委員会において、今回の能登半島地震の影響を踏まえて、柏崎刈羽原発敷地内の断層や、懸念されている佐渡沖の断層の検証・評価に取り組んでいただき、その結果を、県民に委員会から直接話していただきたい。	現在、行っている柏崎刈羽原発の安全対策の確認に関する22項目の論点の中に、耐震評価があり、発電所周辺の断層について議論しているところ。これについては、引き続きしっかりと議論していただきたいと考えている。能登半島地震については、今後原子力規制委員会の方で、新たな知見があれば反映するとしている。新たな知見が得られ、それが柏崎刈羽原発の安全性に影響を与える場合には、技術委員会に対して議論をお願いすることになる。その結果については、またご説明をしたい。
		2 検証の見直し(シミュレーション)	茨城県は、放射性物質拡散予測による避難・一時移転が最大17万人と公表した。一方、本県は、再稼働の判断材料として、「原発の停止継続・再稼働・廃炉の経済効果」の算定を行っていると思う。この経済効果の分析より原発事故のシミュレーションを県民に積極的に示し、あわせてその結果に基づく原子力防災の構築を図るべきと考えるが、県の見解を求めたい。	事故時の状況によって放射性物質の放出量や風向などの気象条件、放出時期と避難のタイミングとの関係など条件設定が無数に考えられる。県としては、その防災対策構築のための課題の解決に向けた具体的な目的を持って、地域の現状に基づいた想定や目的に沿った条件を設定し、シミュレーションについては実施すべきものと考えている。このため、課題解決のために必要と判断されれば、具体的な想定や条件を検討調整し、実施したいと考えている。
		3 技術委員会の動き	知事が再稼働の判断をするまでに、技術委員会の確認が必要とのことであるが、技術委員会で確認できなかったところを原子力規制庁へ再度確認する流れがあるそうだが、それによって、技術委員会がその内容を追認することになるのではないのか。県独自の判断は可能なのか。	技術委員会の取り組みについて、基本的に国の原子力発電所の規制は、一義的には原子力規制庁が責任を持ってやるべきもの。県としては、技術委員会で規制委員会の審査等に疑問がある点について、現在確認を行っている。その確認結果については、知事の判断の材料にならうと考えている。
		4 立地自治体以外の住民感情	立地自治体の住民感情のほか、立地自治体以外の住民感情についてはどのように認識しているのか。3つの検証の総括報告書の説明会が、本会場とサテライト会場であったわけだが、その参加状況はどうだったのか。反響が多くなかった場合、それをもって、県民が再稼働に対して反対・賛成について確たる意思を持っていないと言えないと思うが、その参加状況と県民全体の意識について、どう考えているか。	柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の議論について、福島第一原発事故に関する3つの検証の取りまとめ、原子力規制委員会の追加検査を踏まえた判断、技術委員会における安全対策等の確認、原子力災害発生時の避難の課題の取り組みなどを材料に議論を進め、県民等の意見を聞き、そのうえで判断結論を出して、県民の意思を確認することを考えている。3つの検証の総括結果等に関する説明会は、昨年11月・12月に開催。2日間で計195人が参加し、多くの質問や意見をいただいた。質問に対する回答は県のホームページに掲載しているのをご覧いただきたい。今回の説明会については、反響どうこうではなく、県の取り組みを紹介し、理解していただきたいという目的で開催した。県民の再稼働に対する意見については、別途そういう場を設けたい。
		5 県民説明会	今後予定している2月18日の追加検査等に関する県民の説明会は、非常に急な決定だったため、周知期間があまりなく、市民からお叱りを受けるような状況になってしまい、県民に対して丁寧な対応ではないと感じる。この時期に実施することになったのはなぜか。3つの検証と同様に複数日の開催を考えているか。	原子力規制庁による柏崎刈羽原発に対する追加検査と、東京電力の適格性判断の再確認は県民の関心が高い案件であり、原子力規制庁にはこれらの結果を県民に丁寧にわかりやすく説明していただきたいと考えていた。知事の「これらの内容と判断の経緯について、県民に丁寧にわかりやすく説明していただきたい」とのコメントを受け、結果が出た後、原子力規制庁及び市町村と調整し、県民への周知期間をできるだけ取りたいと考えたうえで、1月22日公表、2月18日に開催となった。広報については、県による報道発表、新聞広告・WEB広告で周知を図っている。加えて規制庁の説明動画は、今後規制委員会のHPに掲載される予定と聞いている。本日の説明で、必要と判断されるようであれば、これについても住民の皆さんに周知していただきたい。
		6 広域避難の検討	UPZ外自治体として、県の広域避難計画ではUPZ自治体の避難を受け入れることで規定しており、その受け入れの準備をしている。今回の能登半島地震で地震の被害を受けて、地域住民が避難所で避難をしているという状態。多大な被害が生じた場合は、UPZ自治体の避難の受け入れが困難となる場合が考えられるため、他県を含む広域的な避難の検討について早期に対応を進めていただきたい。	UPZの受入先にUPZ住民の受け入れが難しい場合もあると思うが、県の広域避難計画において、広く設定するとしており、災害の種類や状況、規模に応じて、道路及び風向き等に応じて選択することとしている。また、災害の規模、対応によって十分な確保が困難な場合に備えて、今後、県内だけでなく近隣県への避難について調整することとしている。近隣県については、定期的に打ち合わせを行うなど連携を図っており、避難の受け入れについても県の方で調整を進めて参りたい。
		7 広域避難の検討	能登半島地震では津波警報が発表になり、多くの住民が高台等に避難した。警報が解除になるまでに約9時間という長い時間がかかっており、もしその間に、原発事故等が発生し、直ちに影響が出た場合、多くの市民が屋外に避難している。その場合の屋内退避は難しいと考える。離島に影響が出た場合の屋内退避や島外避難等、安全に広域避難できる体制や計画を構築していただきたい。	原子力災害対策指針では、UPZ外における避難については、UPZと同様に、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転をしなければならぬとされており、この方針に従って国と連携し対応していくことになる。また、同様に県の広域避難計画についてもこの指針の考え方を加え、UPZ外、県内全域を放射線量監視地域とし、緊急時モニタリングの結果により、指定をして屋内退避や避難、一時移転等を実施することとしている。
		8 冬季訓練の実施	今年度もPAZを対象とした訓練が予定されているが、今後UPZにおける冬季訓練の実施について、検討されていることがあれば教えていただきたい。	2月12日に柏崎市、刈羽村のPAZにおいて、冬季訓練を実施する。来年度以降は未定だが、冬季・積雪時を想定した本部運営訓練、UPZを含めた訓練については、今後関係市町と調整させていただきながら検討していきたい。
		9 原子力防災訓練の説明	昨年10月末の原子力防災訓練の全体的な検証や評価の結果について、参加自治体に説明する機会があるか教えていただきたい。	原子力防災訓練の課題や評価等については、外部の専門機関に依頼し、取りまとめしており、3月下旬に報告書として取りまとめる予定。完成した際には、参加自治体に情報提供させていただきたい。また、来年度以降については調整しながら進めていきたい。
		10 デジタル技術の推進	避難者を受け入れるにあたって、地域の地理に詳しくない住民を避難経路や避難所に案内するにあたって、どうすれば良いのか苦慮している。よって、このアプリの中で、地図アプリと連携をして、指定した避難所等に誘導する機能の開発をしていただきたい。	今年度の訓練で使用した防災DXアプリは、避難者の二次元バーコードを各ポイントで読み取るという形で実施した。使用した方からは「使いやすかった」、「アプリ自体、高齢者には難しい」との声もあり、地域によっては紙とアプリを併用した。ICTの活用については、例えばアプリだけなのか、宮城県のようにマイナンバーを活用するのか、改めて検討して参りたい。
		11 インフラ整備	最近、新潟県内の国への要望を見ると緊急性というよりも、平時における地域の利便性向上のための道路整備の要求が多いような気がするが、今回の能登半島地震の被災状況を見ると、実態として1週間以上経っても、いたるところで道路崩壊による通行止めが続いている。緊急性の高い人を輸送するためには、道路よりも空中機動が重要。能登半島地震では海上自衛隊の大型のLCA C(エルキャック)が来て、重機等を運ぶ場面も出てきた。道路が使えなくても、空中機動、海上機動の整備の方が緊急性が高い。例えば、UPZ圏内に雨雪に強い、舗装された、表示ランプがいたヘリポートを100ヶ所くらい建設したらどうか。	県がこれまで関係自治体と連携して実施した要望については、平時の利便性向上を目的としたものではなく、避難の実効性向上のために要望しているもの。これまでの地震や水害の被害を踏まえて、地方負担を求めず国の責任において整備いただくよう求めてきたものである。今ほどご意見をいただいた、ヘリポート等については、この度の地震、市町村の考え方等があるかと思う。必要なものがあれば、ご相談という形になるかと思う。
		12 複合災害時の住民の避難対応	放射性物質放出後における、特に屋外での住民の救助や避難等の災害対応業務について、県・市町村職員がどのぐらいの放射線量下のレベルまで対応することになるのか。また、民間の協力もどのぐらいの線量下まで対応を求めようとしているのか。県・市町村の行、職員、民間事業者が高線量等で対応不能となった場合、誰が住民を助けるのか、国、自衛隊が対応するのか、できるのか。これらについて、明確に示していただきたい。要するに作業員の線量限度のようなものを示す予定があるのか。	原子力災害対策指針では、緊急時の対応に従事する者の放射線防護の指標については、法令の適用を受けて被ばくの可能性がある環境下で従事するものが属する組織が定めることとされている。指標の設定にあたっては、防災業務従事者の平時の被ばくの限度を参考とすることが基本とされている。県としては、法令の適用を受けない防災業務関係者の線量の基準については、国の責任において定めるよう要望している。現状、県の地域防災計画では、災害応急対策や災害復旧活動を実施する防災業務関係者については実効線量上限50ミリシーベルトとしている。また、民間事業者の協定の例として、県と県バス協会との協定では、従事者の被ばく線量の予測を行って、1ミリシーベルトを上限としている。これを超える場合については、自衛隊に協力を要請することとしている。この自衛隊による協力については、県では、実働組織がしっかりと対応するよう要請している。昨年12月1日に実施された作業部会で、国から、原子力災害時には、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係機関に一旦指示を出し、その中で屋内退避を含めた住民避難等の防護措置に全力を尽くすと述べている。この点については国の方で自治体にお答えいただきたいと考えている。

令和6年2月6日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 新潟県の原子力安全対策について	新潟県	13 住民避難や職員の作業の指示	住民への屋内退避や一時移転の直接指示は、国の方針決定を受け、首長が判断して行うということによいか。あわせて、行政職員への作業指示についても、国の方針決定後、首長が判断して指示を出すということが良いか。つまり、住民、消防職員、警察を含めた行政職員に被ばく事故が発生した場合に指示を出した首長が責任を負うことになるのか。	住民への屋内退避や一時移転の指示について、原子力災害対策指針において、避難や一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合は、国及び地方公共団体の指示で屋内退避を実施するものとされている。一時移転については、原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえて必要性を判断して、国の原子力災害対策本部が避難指示を地方公共団体を通じて、住民に適切に伝えるとされており、県や市町村の方が最終的には指示を出す。これに伴い、原子力災害に伴って損害が生じた場合については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償するとされている。
		14 警察との連携（首長の責任・対応等）	昨年10月、原子力防災訓練の実施について広報周知したところ、小千谷警察署から「訓練実施について聞いていない」とのクレームが入った。県は県警と情報共有しているのか。連携がうまくいってない実災害時にしっかり対応してもらえるか不安が残る。	訓練について、交通の規制等においては個別に県警本部とはやりとりしていた。県警本部と小千谷警察署の間の情報共有等については、今後確認し、来年の訓練に向けて調整させていただきたい。
		15 懸念事項への対応	昨年7月の実務担当者会議で、市町村が抱える不安や懸念事項について、会議の発言等にもあった3つの検証の総括の市町長や住民への説明について、昨年9月に総括が取りまとめられ、11月17日の実務担当者会議、11月29日と12月25日の県民説明会が行われた。また、2月23日には市町長への説明をいただく運びになったことで、対応いただいていることに感謝申し上げる。市町村からの懸念事項については、避難、一時移転後の対応や避難所の面積等も鑑みた一時避難後の中長期的な対応の強化、市町村職員の負担軽減に向けて指導等、3つの検証以外にもあげており、7月に示した市町村の懸念事項への対応状況を教えてほしい。	個々の対応状況、原子力防災の取り組みとしては、現在、国・県・市町村で作業部会において、様々な課題について対応を協議しており、その中で引き続き検討を進めていきたいと考えている。県としては、今回の懸念事項だけでなく、その他の場面でいただく市町村のご意見を踏まえて、引き続き取り組みを進めて参りたい。
		16 意向の取りまとめ	立地自治体以外の自治体の意向を取りまとめる具体的な方法を早期に示していただきたい。	柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する立地自治体以外の自治体の意向の取りまとめについては、この研究会からの要望を踏まえ、市町村と協力して行って参りたいと知事も議会で答弁している。一方、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する今後の議論の具体的な進め方については、原子力規制委員会の追加検査の状況等を踏まえながら検討して参りたいと答弁をしており、現時点でスケジュール等の見直しはないが、事務方としては皆様のご意見を上司に伝えながら、取りまとめ方法や、スケジュールを適切な時期にお示しできるように対応して参りたいと考えている。

令和6年2月6日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
4 国の原子力安全対策について	内閣府	1 避難計画	元日の能登半島地震発生に伴い、県内で高速道路は通行止めとなり、国道8号は崩落により約1か月間も通行止めだった。複合災害発生時に避難計画通りに避難することは、積雪がない状態でも不可能であることが証明された。また実動部隊である自衛隊も除雪ができるとは思えないことから、避難計画は大いに問題があり、一旦立ち止まって、もう一度考え直すべきではないか。	今回の地震で国道8号線の茶屋ヶ原が通行止めになったが、2日の6時頃から北陸自動車道を代替ルートとすることで、実際の交通ルートは確保できているのも事実である。実際の避難は100回の災害があれば100通り異なると思うが、その基本的なルートを決めておかないと、応用した対応ができないことから、基本を各市町村と作ったうえで、災害に合わせたいくということが大事。複合災害の発生により避難経路の確保が難しい場合は、その代替ルートを探す、ないしはその代替ルートが制限される場合は、空路や海路等の手段の確保に国は全力を尽くしたい。
		2 屋内退避の見直し	今回の能登半島地震をはじめ、中越・中越沖地震等大きな地震の際は、「人は余震の恐怖から家の中に入りたがらない」ということがある。たとえ避難所に余裕があっても車中泊やテント泊をする人がたくさんいる。原子力災害時にはまず自然災害から身を守ることを重視して屋内退避というが、地震被災者は屋内退避できるような心構えではない。原子力規制委員長は、原子力事故発生時の屋内退避などについて、考え方を整理し必要に応じて見直す考えを示したが、どのような方向で見直すのか。	複合災害発生時は、自然災害を優先するというで、崩れそうな家の中へ避難することを求めているものではないし、もし屋内退避が危険だと思ふのであれば、当然家から出ていなければならない。ただし、原子力発電所の安全性に絶対はないことから、ブルームが通過した時に、当然建物まで行けば、建物の壁の遮へい効果や気密性によって防ぐことができるため、可能な範囲で、自宅や自宅が難しいようであれば避難所等の建物の中に入っていただいて、その被害を防ぐことを求めていくべき。また、屋内退避を長期間やり続ける難しさはあることから、原子力規制委員会の検討を踏まえたうえで、必要なことがあれば反映していく。
		3 課題の対処と地震を踏まえた検証	緊急時対応については、一つ目、屋内退避の有効性。二つ目、複合災害時の避難路確保。三つ目、バス輸送計画。四つ目、他自治体からの避難者受け入れ。五つ目、避難域時検査等での渋滞等について、深掘りして整理をしていくべきと考えている。こうした課題の対処法を今後どのような体制で具体的に詰めていくべきか、現時点で関係者間で共有しておきたい。併せて、今回の能登半島地震を踏まえた対応の検証が必要と考えるが、見解を求めたい。	緊急時対応は、各市町村の地域防災計画、避難計画と国の対応で構成されているということで、地域防災計画や避難計画に関するようなことについては、緊急時対応で扱っていくけれども、さらに実務的な避難域時検査のあり方の様なものについては、運用的なものであるため、緊急時対応というよりも、実際の実施マニュアルに反映するといったところも、整理させていただいたうえで、議論を深めていきたい。また、能登半島地震を踏まえた対応については、石川県の被災状況を考えるとただちに検討会を開催することは難しいことから、志賀原発の緊急時対応を取りまとめるための作業部会で議論して、地震の教訓があれば、当然逐次反映していくという形になる。
		4 屋内退避とした際の住宅への耐震補強への支援	能登半島地震の被害を踏まえても、屋内退避を原則とするのであれば、一般住宅だけでなく避難所となりうる町内集会所等の耐震化が必要となる。現在、国土交通省の補助金・交付金のメニューでの木造住宅の耐震化補助に対する支援があるが、これは戸建住宅で、旧耐震基準にて建築された住宅のみを対象とし、支援率が非常に低い。建築基準法改正後の建物でも一般住宅の耐震診断や耐震補強は必要となりうるし、町内集会所等の避難所となる施設の耐震化というのは非常に重要になる。このことについて、考え方を伺う。	国の予算制度では、他省庁において現行の予算制度・支援制度がある場合には、その支援制度を活用、拡充するといったところが、基本的な対応になる。ただし、能登半島地震も踏まえて、内閣府の予算は原子力防災に用途を限ったものしか現在使えないという制約があるが、各市町村のニーズをしっかりと受けとめながら、予算当局とも話し合いながら、どこまで何ができるのかというのを、いろいろ勉強していきたい。
		5 住民の理解(バックフィットの考え方)	能登半島地震の甚大な被害を受け、住民は複合災害の際に、安全に屋内退避や一時移転をすることは無理だと感じている。今後国において、原子力災害対策指針の見直しを検討されると聞いているが、屋内退避等に関する検討の結果を住民に説明し、住民の理解を得られなければ、柏崎刈羽地域の緊急時対応の策定はできないと考えるがどうか。	内閣府の原子力防災としては原子力発電所の再稼働に関わらず、発電所・核燃料がある以上、当然にリスクがあるため、それに対する防災の備えをしっかりと、早急にするべきと改めて思ったところ。防災の基本計画、これは各市町村が作った計画と国の対応を合わせた緊急時対応も、当然未来永劫見直ししないというのではなく、まずはきちんと作ったうえで改善していくことが大事。今回の能登半島地震を踏まえたうえで、地域住民に対して、防災の計画は作らなくていいのかといったところもあり、この辺りは各市町村と議論していきたい。
		6 懸念事項の対応状況	昨年7月に実務担当者会議の場で示した、各市町村からの懸念事項について、その対応や検討状況を教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・30km圏外の対応について。UPZはIAEAの安全基準の中で「5km～30kmの間で設定」としている。日本の場合、その範囲の30kmという最も遠い距離を選択し、広い形で設定している。原子力規制委員会の言葉を借りれば、30km圏外で大きな一時移転を伴うようなことは、ほぼ考えにくいことだが、安全に絶対はないため、モニタリングポストを活用しながら30km圏外においても屋内退避、一時移転が必要な場合においては、計測値をもとに避難等をする可能性はある。避難の方法については、佐渡市においては島内避難であれば、島内避難。島内避難で済まないということであれば、海路を使い島外避難が必要になってくる。30km圏外だから絶対ないということではなく、30km圏外を含めたうえで、放射性物質の放出の影響があれば対応をしていく。 ・シミュレーションの活用について。福島第一原子力発電所でSPEEDIを使って避難計画を作ったが、これがうまくいかなかったということと、風向きが変化すれば避難先が変化するということもあるため、まずはその基本的な防護措置の考え方として、風向きに左右されることなく、避難計画を作成するという。シミュレーションの有効性について、各自体において考えたことを否定してはいいが、国の基本的な考え方としては、風向きに左右されることなく、30km圏外に避難する形をとっている。 ・テロ対応について。武力事態対処法や国民保護法の枠組みのもとで対応することになっている。原子力発電所においては、自然災害や原子力災害の防災基本計画を基本としながら臨機応変に対応することになる。武力攻撃についても武力事態対処法等の枠組みのもと、きっちりと国が責任を持って対応する。 ・電力料金の引き下げやUPZ地域への資源エネルギー庁からの交付金の配分について、資源エネルギー庁の担当部局に伝えたところ、このような会議に呼んでいただければ直接回答することである。
		7 緊急時対応の到達点	緊急時対応について、どこまで行ったら取りまとめになるのか、またいつまでに取りまとめようとしているのか、到達点について目標となるものはあるか教えていただきたい。	緊急時対応は、原子力災害対策指針に照らして、具体的かつ合理的であると確認したもののというのが防災基本計画の中で定められている。ただ、能登半島地震も踏まえて、各市町村との意見交換が大事だと思っているため、〇月〇日までに緊急時対応を取りまとめるといった明確な期限は持っていない。そういう意味では16回ほど開催している作業部会の中で議論し、意見も踏まえながら、今後について考えていきたい。
		8 自衛隊の支援体制	実動組織の支援体制について「要請を踏まえて」と明記されているが、自衛隊の支援体制については、能登半島地震を踏まえて、あらかじめ、県外の自衛隊による支援も決めておくべきではないか。北海道庁原発では、北海道に加え青森県の自衛隊が緊急時対応に明記されている。北海道の取り組みを参考にし、緊急時対応を策定していただきたい。	全国の陸海空の自衛隊による支援ということなので、明記をすることで限定されるよりも、全国に必要なリソースがあれば、それを集めて支援するという。今回の能登半島地震の自衛隊の対応を踏まえても、各部隊を編成して、必要なリソースを集めていくということが実態だと聞いている。除雪の話も含めてあらかじめ限定した人材を明記することは不可能。原子力災害という国の根幹に関わる大きな災害の際は、当然自衛隊の人材には制限がないと聞いているためご理解いただきたい。
		9 自治体の対応	全面緊急事態となった場合、UPZ内の住民は屋内退避をすることになっているが、今回の能登半島地震のように大規模な家屋被害があった際は、住民は屋内退避することはできない。また、屋内退避できない住民を受け入れる指定避難所を自治体が開設できない場合も想定される。このような場合の住民避難について、自治体がとるべき対応について伺いたい。	まずは自然災害の避難行動を優先していただくこと。原子力災害の対応としては、放射性ブルームが通過するタイミングをうまく適切に、伝えることが重要。いずれにしてもずっと屋外に居続けることは難しいため、指定避難所や民間の避難所のようなところ集まるしかない。その中で、屋内退避が必要な場面であれば、屋内退避をしたいただくということ。避難所のようなところで、生活が困難であれば、空路等の様々な経路を使いながら、住民避難に全力を尽くしたいと考えている。防護活動においては、国が関係市町村と連携をしながら行っていく。例えば、自衛隊への要望が必要になれば、国の原子力災害対策本部で実動対処班が調整する。

令和6年2月6日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
4 国の原子力安全対策について	内閣府	10 降雪期の一時移転	降雪期の地震による複合災害では、積雪で道路状況の把握に通常よりも時間を要し、また、安全な避難経路の確保自体が難しい状況になるものと考え。避難が必要になった住民が、適切なタイミングで安全に一時移転できるのか疑問である。また、屋内退避中に作業員が集められるか、除雪してくれるか不安であり、除雪できない場合は避難路確保は難しいと考えるが対策を伺いたい。	放射性物質が放出される前の段階においては、環境上は全く問題がないので、適時適切に除雪をしていただき、必要な行動をとっていただくということ。ただし、民間の除雪が難しいということになれば、それなりの対応が必要になる。O I L 2で一時移転が必要な基準の20μSv/hを超える地域があった場合、当然その地域に対して優先的にリソースを割いたうえで、一時移転を行う形にしたい。この20μSv/hは1時間を争って避難しなければならぬものではないため、1週間程度内に安全に避難の準備が整った段階で避難することが重要である。放射線自身の影響というものは目に見えないため、住民からすると不安に感じると思うが、きちっとした避難経路が確保されない状態で避難することもリスクがあるため、安全に啓開をしたうえで、一時移転を行うことに全力を尽くしたいと考えている。
		11 道路整備	避難者を効率的、安全を保った形で避難所等までスムーズに誘導、避難できるように考えていかなければならない。UPZ外の避難路整備について、国として整備を進める考えがあるか。	原子力災害時において避難経路は重要であり、避難所までの経路が避難経路であるという認識をしており、内閣府で道路の新設は予算上できないが、改良事業は行っている。今後も関係省庁と協議しながら、避難経路の重要性を伝えて取り組んでいく。
		12 原子力総合防災訓練での複合災害訓練	昨年10月28日の原子力総合防災訓練においては、原子力災害と大雪が同時に発生した複合災害を想定した訓練が行われたが、机上のみで約30分の限られた時間、かつ非公開で行われた。昨冬の大雪、立ち往生を経てでの複合災害時における対応は、非常に県内自治体含め関係者の関心が高く、重要な課題である。訓練内容、どのような課題を議論、検証したのか、訓練の成果、今後の課題を教えてください。	訓練メニューにおいて、O I L 2までの一連を全部やり切るといった中で、冬季の机上訓練に残された時間が30分しかなかった。短かすぎるという批判を受けているが、そういった事情があった。また、今回の原子力防災訓練の運営訓練については、「実際の発災時を想定した」形での要員の訓練という形で、現地本部長の副大臣の挨拶以外はプレス非公開とした。住民避難訓練のような住民参加の訓練については、マスコミを通じて広く知っていただく必要がある。しかし、要員の訓練であれば、より緊張感を持たせる必要があり、カメラがあるとカメラを意識した訓練になってしまうこともある。実発災時を想定した訓練内容にしたことによるものである。

令和6年2月6日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
5 柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制の現状について	原子力規制庁	追加検査	1 監視の継続と今後の検査	今回、東京電力が改善した安全性向上の取り組みが評価され、12月27日に命令解除へつながったが、この取り組みが一過性で終わってしまわないか不安である。原子力規制庁はしっかりと責任を持って、今後も東京電力の取り組みに対して監視、確認を続けていただきたい。また、今後の原子力規制検査では、他の原子力発電所と違って3つ重点項目を追加した中で検査、確認を行っていくということだが、どのように行っていくのか具体的に説明いただきたい。	一過性にしない取り組みについては、今回の検査における規制委員会としての最大のポイント。特に核物質防護モニタリング室の活動として、情報収集、現場把握、自ら発見し改善指導する取り組みが社長まで報告されて、現場にしっかりと指示が伝えられているか。この内容を今後の基本検査においても重視して、継続的に確認していく。
			2 使用前確認の実施	使用前事業者検査について、東京電力から燃料装荷前検査は一巡したと説明を受けたが、東京電力が申請を行った場合、原子力規制庁による使用前確認はいつごろ実施されるのか説明いただきたい。	昨年12月15日に東京電力と面談をして、燃料装荷前までに実施する必要がある使用前事業者検査がひととおり終了したと説明を受けている。現在、事業者による使用前事業者検査が、適切に実施されているかどうかを確認中。また、設備を運用するための重大事故等対処訓練、大規模損壊訓練も併せて確認する。東京電力の申請によれば、燃料装荷以降の工程については未定となっており、現時点で使用前事業者検査の終了時期についても未定としかお答えできない。
		適格性	3 市町村研究会の要望①	本研究会では30市町村、首長連名で令和3年5月に原子力規制委員会に対して、「原子力事業者としての適格性について、企業風土や安全文化を含め、改めて継続的かつ厳格に、評価、指導等を行うこと」を要望したが、今回の適格性を評価するにあたって、どのように関連付くのか教えていただきたい。	我々の言う適格性は、原子力事業者の基本姿勢。この中には安全文化的な要素もある。平成29年の設置変更許可の際に、基本姿勢を保安規定に書き、遵守させることが適格性を維持するものである、との結論になった。適格性の再確認とは、基本姿勢をしっかりと満たしているかということについて確認をしたもの。
			4 市町村研究会の要望②	時系列でいうと、基本姿勢は平成29年12月、要望は令和3年5月ということで、不適切事案が生じたがゆえに、このタイミングで要望したが、ベースとなる7項目をしっかりと守っていただく。そこを評価したという理解で良いか。	その通り。だから我々は7つの基本的考え方を東京電力に示した。それに対する回答を東京電力からもらい、しっかりと履行してもらおう。ここは変わらない。
	地震ほか	5 住民への説明	2月18日に県民説明会を県の主催で開催することになっている。今回の結果について、住民に理解いただけるような丁寧な説明をお願いしたい。特に東京電力が繰り返し起こしてきた不適切事案、様々な不祥事について、軽微な違反事案と認識されているが、住民の不安もあることから、より丁寧な説明をお願いしたい。	人のミスや設備トラブルはゼロにはならない。だから我々は検査で事案の重要度を見極める必要があり、確認をしている。その結果、指摘する場合としない場合がある。些細なことに対して、都度口を出すことは、かえって不安全に繋がるおそれがある。現場の気づきが共有されないことがあってはならず、そういうったものも説明していく。	
		6 地震に関する検証	能登半島地震を踏まえて、柏崎刈羽原発の敷地、懸念されている佐渡沖の断層の評価・検証をしていただきたい。	柏崎刈羽原発の設置変更許可において、5つの断層の連動なども、当時の審査において、当時の知見で最善を尽くしている。今回の能登半島地震で新たな知見が出た際には、その知見を踏まえて、実際に行った審査で見直す必要があるか考える。知見をしっかりと収集し、必要があれば見直す。	
		7 住民への説明（新規制基準）	原子力災害時における住民の緊急時の行動について、理解を深めるためには、屋内避難や避難の方法の理解に加えて、新規制基準において求められている原子力発電所における異常を発生させない対策（第一層）、異常を事故に発展させない対策（第二層）等の深層防護の考え方に基づく発電所で取られている事故対策の理解も不可欠ではないかと考える。住民の緊急時の行動理解を深めるためにも、発電所の事故対策について、国が責任を持って積極的に情報発信や説明に努め、住民に理解を求めるべきと考える。	規制委員会は新規制基準や審査内容等について、難解かもしれないがHPで公開している。地元自治体の要請があれば、議会、住民説明会等の場で説明をする取り組みもやっている。規制上の判断の説明責任を果たすことが大事であり、しっかりと取り組んでいきたい。	
		8 懸念事項の対応状況	新潟県において、事業者としての東京電力に対する信頼が回復しているとは言いがたい。むしろ不信任感が未だに強い状況下だといえる。そうすると、原子力規制庁の責任・役割は大変大きいものがあるということで再認識している。先ほど継続監視、原子力規制検査等の規制活動を通じて、東京電力を監視していくという説明があったが2月18日には、長岡市を本会場とした県主催の県民説明会で説明いただく。我々市町村研究会が懸念事項ということで「厳格な審査、住民への丁寧な説明」をお願いしている。この7月に示した市町村の懸念事項への対応状況を教えてほしい。	我々は規制に特化する、いわゆる安全だけを見る組織。電気料金の問題や、エネルギー政策に関わらず、純粋に安全への目線で、何をやるべきか、どうであるべきかについて審査をする組織である。そういう組織の精神というものを徹底して参りたい。また、住民への説明会は、要請があれば行って説明する。2月18日の説明会も、そういう姿勢でいる。	